

令和6年能登半島地震または能登半島大雨で被災された農業者の皆様へ



農業機械再取得等支援事業※

を知っていますか？

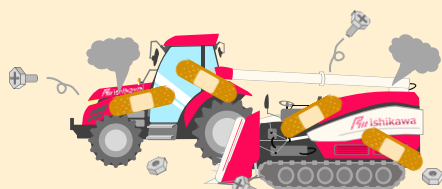
※国事業名：農地利用効率化等支援交付金



どんな事業？

01

令和6年能登半島地震または令和6年能登半島大雨の影響で被災した農業用の機械や施設の復旧を支援します

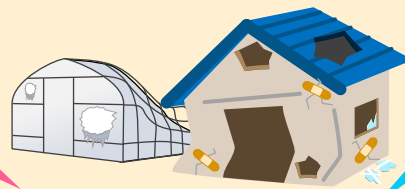


農業用機械

(トラクター、コンバインなど)

A 再建
再取得

B 修繕



農業用施設

(納屋、ビニールハウスなど)

C 補強

D 撤去

A

補助率 9/10 以内

(国1/2以内、県2/10、市町2/10)

B

C

補助率 7/10 以内

(国3/10以内、県2/10、市町2/10)

D



機械や施設の**再建・再取得や修繕などの費用を補助**

※ AとBについて、復旧する施設が園芸施設共済加入対象（パイプハウスなど）の場合、共済へ未加入の場合は補助率が**7/10**（国3/10以内、県2/10、市町2/10）になります

※復旧に係る金額に助成対象外経費が含まれている場合など、上記の補助率どおりにならない可能性もあります。助成の可否については窓口へご相談ください（裏面）



対象者は？

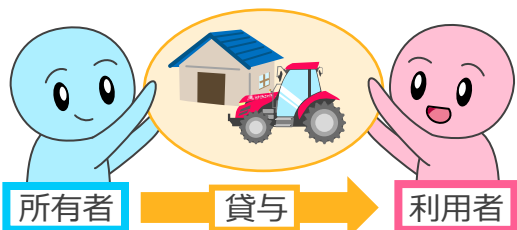
02

能登半島地震または能登半島大雨によって農業被害を受けた農業者や農業法人であれば申請が可能です

ただし・・・

農産物の販売実績がある方に限ります（**自家消費のみは×**）

★機械・施設を貸借している場合の申請者★



修繕・補強・撤去

所有者または利用者

再建・再取得

所有者のみ※

※所有者が非農業者であっても、利用者が農業者であれば申請可能です（ただし、所有者が以前、営農に利用していた場合に限りです）



申請に必要な
ものは？

03

申請を行うには以下のような書類が必要になりますのでご準備をお願いします



機械

の申請と**施設**の申請で**共通**して必要なもの



チェック！



要望申込書

チェック！



被災証明書（または罹災証明書）

市町によっては相談窓口で
発行できる場合があります
詳しくは相談窓口まで



チェック！



経営状況が確認できる書類

（青色または白色申告書の写し、出荷伝票、共済細目書など）

チェック！



被害写真



チェック！



見積書（原則 3 社以上）

チェック！



< 3 社未満の場合、着工済の場合 > 見積が 3 社未満の理由書

チェック！



< 着工済の場合 > 請求書・領収書など金額が分かるもの

チェック！



所有権が確認できる書類

（固定資産税課税台帳（または名寄帳）、固定資産税課税明細書など）

次のページに
続きます





機械の申請と施設の申請で共通して必要なもの（続き）



チェック！



<機械や施設を貸借している場合> 貸借契約書の写し

見本

チェック！



<再建・再取得の場合> 修繕不能証明書

機械用

施設用

チェック！



<保険や共済へ加入している場合> 保険や共済の証書の写し

見本

見本

申請内容によっては
これら以外にも書類が
必要な場合があります



機械の申請で必要なもの

チェック！



型番や性能が分かる資料 (カタログなど)



施設の申請で必要なもの

チェック！



施設の面積が分かる資料 (図面や固定資産税課税台帳など)

見本

見本

そのほかに必要な書類（窓口記入用）

チェック！



チェック！



チェック！



チェック！



マークがついた書類は、相談窓口に準備しているほか
石川県のホームページからダウンロード※可能です

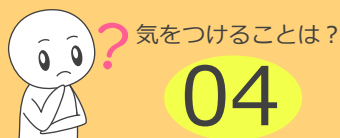
URL https://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousei/kikai_saisyutoku.html

※ページ下部の「農業者用提出様式（ZIP:1,086KB）」をクリック！



HPの二次元バーコード





04

事業の申請にあたっては 以下のようなことに注意してください

- ・本事業は原形復旧（①同じ種類、②同じ規模・能力、③同じ使用目的）が基本です

※機能向上・規模拡大も可能ですが、原形復旧を超える範囲の費用は自己負担になります

- ・建物・機械の復旧は修繕が基本ですが、下記の場合は再建・再取得が可能です

建物：罹災証明等により全壊判定を受けた場合、



または建築士資格を有する者から修繕不能として証明された場合

機械：格納している施設が倒壊し 修繕不可能であることが目視で明らかな場合、



またはメーカー等から修繕不能として証明された場合

- ・当事業により復旧した建物・機械は、保険・共済への加入が求められます
- ・復旧した施設・機械は、一定の期間※、補助金を申請したとおりの用途のとおり使用する
必要があり、期間内に財産処分（譲渡、貸付、取壊し、廃棄など）を行う場合、補助金
の返納が必要になる場合があります。

※一定の期間＝法定耐用年数（例えば、木造納屋は15年、農業用機械は7年）

上記の注意点は一例です。詳細は現地相談窓口でご確認ください



事業について
もっと知りたい!

05

事業についてご相談のある方や申請をしたい方は お近くの現地相談窓口にご連絡ください!

1

JAのと 本店営農部

住所：穴水町字大町ほの95
電話：0120-338-250

2

JA内浦町 営農経済課（火・金のみ）

住所：能登町字行延260
電話：0120-338-560

3

七尾市役所 本庁舎1階

住所：七尾市袖ヶ江町イ部25番地
電話：0767-53-8005

4

志賀町役場 本庁舎1階町民ホール

住所：志賀町末吉千古1-1
電話：0120-338-720

5

石川県珠洲農林事務所

住所：珠洲市野々江町シ-32
電話：0120-338-760

6

石川県農業会館（電話相談のみ）

住所：金沢市古府1-220
電話：0120-338-633



対面相談も実施中!!（電話予約のうえ来所してください☎）